防火服等自主管理規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本消防服装・装備協会定款第46条の規定に基づき、一般社団法人日本消防服装・装備協会(以下、「協会」という。)の正会員によって販売される防火服等(第2条に規定する防火服等をいう。)の製品が、総務省消防庁ガイドライン並びにISO 諸規格の品質を確保するため、必要な事項を定める。

(防火服等)

- 第2条 自主管理の対象とするものは、次の各号の防火服等とする。
 - (1) 防火服又はこれを構成する生地
 - (2) 防火手袋又はこれらを構成する原材料
 - (3) 活動服又はこれらを構成する生地
 - (4) 防火帽・しころ・防火フード又はこれらを構成する原材料
 - (5) 防火靴又はこれらを構成する原材料

(自主管理の方法)

- 第3条 自主管理は、防火服等の製造者等が当該防火服等の品質を確保するために、防火服等の種別ごとの自主基準に適合しているかどうかについて、協会の認定を受け、製造者自らが当該認定を受けた基準に適合するように製造、検査等を行い、適合しているものについて、認定表示を付すものとする。
 - 2 防火服等の製造業者は、当該防火服等の製造、検査等に関する記録を作成し、これを保存するものとする。

(基準の策定)

- 第4条 防火服等の自主管理に係る自主基準は、種別ごとに協会が策定する。
 - 2 自主基準は、総務省消防庁ガイドライン、ISO諸規格に基づいて策定する。

(指定試験所の指定)

- 第5条 協会は、防火服等が自主基準に適合していることを確認することのできる試験所 (以下、「指定試験所」という。)を、予め指定する。
 - 2 指定試験所の指定を受けようとする者は、申請書に関係書類等を添えて、協会へ申 請する。
 - 3 協会会長は、指定試験所に係る審査を委員会に付託し、その審査結果を受けて指定

する。

- 4 指定試験所は、防火服等の自主基準に従って試験することのできる試験設備、試験 体制、試験マニュアル等を保有し、かつ、適正に管理しなければならない。
- 5 指定試験所は、自社のみの試験又は第三者からの依頼による試験の実施の有無を明らかにするものとする。
- 6 第3項の指定の有効期間は、当該指定を受けた日から5年とし、更新できるものとする。
- 7 協会は、指定試験所が、指定の要件を満たさなくなったと認めた時は、指定を取り消すことができるものとする。
- 8 指定試験所に関する運用細目は、別に定める。

(防火服等の認定)

- 第6条 防火服等の認定を受けようとする者は、所定の手続きに沿って、協会へ申請する ものとする。
 - 2 協会会長は、防火服等に関する審査を委員会に付託し、その審査結果を受けて認定するものとする。
 - 3 前項の認定の有効期間は、当該指定を受けた日から5年とし、更新できるものとする。
 - 4 防火服等の認定に係る運用細目は、別に定める。

(製造、検査等)

第7条 自主基準の認定を受けた者は、当該認定を受けた防火服等を製造する場合には、 当該基準に適合するように製造、検査等を行うものとする。

(認定マークの表示)

- 第8条 防火服等の製造者は、当該防火服等が認定を受けた基準に適合する品質が確保できていると確認した製品に、別表のJFCE認定マークを付すことができる。
 - 2 JFCE 認定マークは、直接、製品本体に行うか又は製品に付けられたラベル等に容易に剥がれない又は剥がれても再使用できないように行うものとする。
 - 3 JFCE 認定マークは、協会ホームページから取得する。

(製造、検査等の記録、保存)

- 第9条 防火服等の製造者が当該防火服等の製造、検査等に関する記録に記載すべき事項 は、次の通りとする。
 - (1) 防火服等の種別番号及び種別名

- (2) 検査に用いた仕様書・外形図
- (3) 検査の項目、内容及び判定方法
- (4) 検査を行った年月日及び場所
- (5) 検査に使用した設備及び測定機器
- (6) 検査を実施した者の氏名
- (7) 検査を行った防火服等の数量
- (8) 検査の結果
- (9) 仕様書・外形図、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴
- (10) その他検査に関する書類等
- 2 前項の書類の保存期間は、原則として検査の日から10年以上とする。

(防火服等の品質の確認)

- 第10条 協会は、防火服等の品質を確認するために、指定試験所又は自主基準の認定を 受けた者に対して、必要に応じ、資料等の提出、報告を求め又は試験所若しくは防火 服等の製造所に対し調査を行うことができるものとする。
 - 2 協会は、前項の調査を行う場合には、予め関係者に対し、当該調査の日時、調査者、調査内容、理由等を通知するものとする。
 - 3 協会会長は、第1項に規定する業務を行う場合には、当該調査を委員会に付託する ものとする。

(防火服等自主基準管理委員会の設置)

- 第11条 協会に防火服等自主管理委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
 - 2 委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 指定試験所の審査
 - (2) 防火服等の自主基準適合承認に係る審査
 - (3) 防火服等に関する自主基準等の審査
 - (4) 防火服等に関する品質確認
 - (5) その他防火服等に関する事項
 - 3 委員会は、次による。
 - (1) 委員会に委員を置く
 - (2) 委員は、防火服等に関する学識経験を有する者、消防機関の関係者とし、協会会長が委嘱する。
 - (3) 委員は、10名以内とする。
 - (4) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (5) 委員会に互選による委員長を置き、委員長は委員会を統括する。

- (6) 委員会は、協会会長が招集する。
- 4 委員会の運用細目は、別に定める。

(不具合等の発生報告)

- 第12条 防火服等に係る自主基準認定を受けた者は、当該基準に係る防火服等に不具合等が発生した場合、又はそれらの情報を入手した場合、速やかに当該防火服等の種別、数量及び不具合又は事故の内容を協会に報告するものとする。
 - 2 不具合等とは、次のものをいう。
 - (1) 防火服等の使用に伴い生じたもののうち、次のいずれかに該当する製品の設計、 製造等に起因するものであって、経年劣化、設置、保守、環境若しくは偶発故障の要 因によって生じたものでないことがあきらかなもの
 - ア 防火服等の基本的機能を果たさないもの
 - イ 防火服等の機能に支障を生じたもの又は使用に際し製品の機能に支障を生じる表 示があるもの
 - (2) 防火服等の構造・機能等が認定されたものと異なるもの
 - (3) 第1号に規定する不具合のおそれのあるもの
 - 3 事故とは、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第2条第5項に規定する製品事故と同程度のもので、防火服等の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであって、防火服等の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの(防火服等の欠陥によって生じた事故、防火服等の欠陥によって生じたか不明な事故、事故原因が防火服等に起因する可能性が少しでも存在している事故又は事故原因に不明な点がある事故)をいう。
 - (1) 使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - (2) 防火服等が滅失し、又はき損した事故であって、使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生した恐れのあるもの
 - 4 第1項の報告を行った者は、不具合又は事故が発生した原因に関する調査(同一又は類似の防火服等への影響を含む。)並びに同様の不具合又は事故の発生及び拡大を防止するための必要な措置を行い、その結果を文書により協会に提出するものとする。
 - 5 協会は、第1項の規定による報告(消防機関、消費者等から提供される防火服等に係る不具合又は事故の情報を含む。)の内容を確認する必要があると認めるときは、当該防火服等に係る認定を受けた者に連絡のうえ、その防火服等の製造場所等に立ち入って調査を行うものとする。
 - 6 協会は、第1項の報告、第4項の文書又は前項の消防機関、消費者等から提供される防火服等に係る不具合又は事故の内容が、重大かつ緊急性を有すると認める場合において、当該防火服等に係る認定を受けた者に連絡のうえ、当該防火服等の種別、及

び不具合又は事故の内容その他当該防火服等の必要な事項を消防機関等に情報提供するものとする。

7 協会は、認定を受けた者から防火服等の回収に関する報告を受けた場合、遅延なく、 その旨を、関係者に情報提供するものとする。この場合において、必要があると認め るときは、当該防火服等に係る認定を受けた者に連絡のうえ、当該回収を行う防火服 等の種別、理由その他必要な事項を協会のホームページ等に掲載するものとする。

(申請手数料及び認定表示使用料)

- 第13条 次の者は、申請手数料及び認定表示使用料を協会に納付するものとする。
 - (1) 第5条に規定する指定試験所の指定(更新を含む。)を受けようとする者
 - (2) 第6条に規定する防火服等の認定(更新を含む。)を受けようとする者
 - (3) 第8条に規定する JFCE 認定表示を使用する者

(雑則)

第14条 この規定の運用細目は、別に定める。

附則

この規定は、令和6年5月24日から実施する。

別表 JFCE 認定マーク

